

岐阜県高等学校文化連盟囲碁部会規約（案）

- 第1条（名称）本会を岐阜県高等学校文化連盟囲碁部会と称する。
- 第2条（構成）岐阜県の公立学校、私立学校の教員で組織する。
- 第3条（内容）本会は岐阜県高等学校文化連盟に所属し、囲碁に関することを扱う。岐阜県高等学校文化連盟の方針に沿って、囲碁を通じて高校生の健全な発達を図るための事業を行う。
- 第4条（役員）本会には次の役員をおく。
- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 専門部長
 - (4) 会計
 - (5) 会計監査
 - (6) 理事
- 第5条（役員の仕事）役員の仕事は次の通りである。
- (1) 会長は本会を代表し、本会の業務のすべてについて統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。
 - (3) 専門部長は本会の運営にあたる。
 - (4) 会計は本会の会計事務にあたる。
 - (5) 会計監査は本会の会計を監査する。
 - (6) 理事は本会の事業を執行する。
- 第6条（役員の仕事）役員の仕事は学校年度の1年とする。ただし、年度途中から役員になった者についてはその年度末までとする。また、再任は妨げない。
- 第7条（理事会）本会の運営についての必要な事項は、理事会で審議する。
- 第8条（規約の改正）規約の改正は理事会において審議する。
- 第9条（規約の施行）本規約は平成23年度から施行する。